

協議第56号

区長会、行政連絡機構の取扱いについて

区長会、行政連絡機構の取扱いについて提出する。

平成16年6月7日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲 斐 利 幸

区長会、行政連絡機構の取扱いについて(合併協定項目番号:24)

行政連絡機構(区長区(駐在員区))については、合併時点の状態で新町に引継ぐ。
ただし、新町において必要に応じ再編統合を図る。

平成16年6月7日確認

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号	3	事務事業名	行政区の名称及び区域

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡辺 民雄
〃	分科会代表	上村 原史

調整方針	・行政連絡機構（区長区（駐在員区））については、合併時点の状態でも新町に引継ぐ。ただし、新町において必要に応じ再編統合を図る。
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
行政区数	駐在区：97	区長区：27	区長区：27	<ul style="list-style-type: none"> 区数が異なる。 矢部町は行政区の新設、統廃合は条例事項。 行政区の呼び方に違いがある。（蘇陽は1区、2区、矢部は 駐在区、清和は大川区、平野区と呼ぶ） 矢部には駐在区の他に世話係が設けられている。 行政区の新設、統廃合に違いがある。
行政区の新設、統廃合等	新設（新規） 原則として、新設は行わない。 統廃合 駐在員からの申請（要請）により調査を行い、その可否を判断する。 抹消 その行政区に属する世帯が無くなったときに抹消（新たに転入があれば復活）。	規程なし	規定なし	
行政システムとの関係	変更があった場合は、住民環境課住民係（窓口）へ、データの入力・修正を依頼。	変更があった場合は、住民係（窓口）で、データの入力修正・依頼	行政事務で使用する「行政コード」は区長区の下組及び小集落単位に振り付けられおり（83）、区長区の変更とシステムとは直接関連性はない。	

矢部・清和・蘇陽合併協議会 事務事業調整票

専門部会名	総務	分科会名	行政
事務事業番号	23	事務事業名	区長（駐在員）

事務局報告年月日		平成 年 月 日
提出責任者	専門部会長	渡辺 民雄
〃	分科会代表	上村 原史

調整方針	
重要度	

調査項目	矢 部 町	清 和 村	蘇 陽 町	相違点・課題等
名称	駐在員	区長	区長	・名称が異なる。
根拠	矢部町駐在区設置条例（昭和30年条例第32号）	清和村区長及び区長会設置規程（昭和48年訓令1号）	蘇陽町区長設置条例（昭和48年条例第368号）	・非常勤特別職の位置付けを明確にする。
報酬額	基本額 40,000円 世帯割 1世帯当たり 2,600円 支払方法（2回に分けて） ・前期 基本額の半額 ・後期 基本額の半額+世帯数×2,600円	○均等割 153,000円 ○世帯割 1世帯につき 3,300円 ○支払方法（年2回） 前期・後期に均等に支払い	均等割 200,000円 戸数割 1戸 3,000円 支払方法（年3回） ・3期にほぼ均等に支払	・報酬額が異なる。
根拠	矢部町報酬及び費用弁償条例（昭和30年条例第21号）	清和村報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例1号）	報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第74号）	
駐在区の数	97区	27区	27区	
委嘱方法	第1回目の会議時に、新駐在員に対し、委嘱する旨の辞令を交付	第1回目の会議時（4月）に、新区長に対し、委嘱する旨の辞令を交付	第1回目の会議時に、新区長に対し、委嘱する旨の辞令を交付	
会議	年2回（主に、5月・2月）実施	毎月1回実施	年4回（主に、4月・8月・11月・2月）実施	・会議の回数が異なる。
その他会議	その都度（駐在員会議前等）役員会を実施（但し、別組織の、駐在員（区長）連絡協議会（駐在員で組織）の役員を充てて行っている）	なし		
任期	2年（再任を妨げない） ...交替は、交替届による	2年（再任を妨げない） 前区長の推薦書、新区長の承諾書	3年（再任を妨げない） 前区長の推薦書、新区長の承諾書	・任期が異なる。
駐在員・区長の職務	・ 文書の配布（原則毎月2回） ・ 行政（町）と地域との相互連絡 ・ その他	・ 文書の配布（原則月2回） ・ 行政（村）と地域との相互連絡 ・ その他	・ 文書の配布（原則毎週1回） ・ 行政（町）と地域との相互連絡 ・ その他	
その他	文書配布業務の補助役として、駐在員が担当しない小さな集落（駐在区の中心集落から遠距離にある集落）に、「世話係」を置いている。 世話係数...15 主な職務は、文書配布。 報酬 世帯数×2,600	区長の下に組長又は班長が文書配布等を担当（回覧文書数94）	区長の下に組長又は小集落の区長が文書配布等を担当（回覧文書数186）	・駐在員と別に世話係が置かれている。 ・区長の下に組長又は班長が配置されている。 ・区長の下に小部落の区長が配置されている。

矢部町駐在区一覧		清和村区長区一覧		蘇陽町区長区一覧	
1	上川井野駐在区	第 1 区	大川	第 1 区	長崎
2	成君駐在区	第 2 区	平野	第 2 区	一里木、古園、岩尾野、鏡山
3	川内駐在区	第 3 区	仁田尾	第 3 区	田町、仲町、古町、新町上組
4	横野駐在区	第 4 区	牛ヶ瀬	第 4 区	新町中組、新町下組、大正町
5	上 田 所 駐 在 区	第 5 区	鶴底	第 5 区	下番、下鶴
6	下 田 所 駐 在 区	第 6 区	川口	第 6 区	松葉、土戸
7	下川井野駐在区	第 7 区	井無田	第 7 区	神の前、白石、大野
8	男成駐在区	第 8 区	柳野原	第 8 区	方ヶ野、柳井原
9	福生原駐在区	第 9 区	安方	第 9 区	塩原、元菅尾
10	野尻駐在区	第 10 区	佛原	第 10 区	塩出迫
11	小笹駐在区	第 11 区	高月	第 11 区	大久保、米迫
12	麻山前谷駐在区	第 12 区	大矢	第 12 区	今、八木
13	麻山後谷駐在区	第 13 区	米生	第 13 区	花上
14	入佐駐在区	第 14 区	柳原、猪尾、小峰、貴原	第 14 区	柏
15	畑駐在区	第 15 区	小中竹、楢原	第 15 区	二瀬本
16	畑前田駐在区	第 16 区	木原谷、汗見	第 16 区	橋
17	入佐住宅駐在区	第 17 区	梅の木鶴(目射)、川口	第 17 区	下山
18	米内蔵駐在区	第 18 区	栗林、滝下	第 18 区	高辻
19	田吉駐在区	第 19 区	湯鶴葉(内の口)	第 19 区	高畑
20	小原駐在区	第 20 区	豊岳	第 20 区	東竹原
21	長野駐在区	第 21 区	栗原、沢津	第 21 区	柳
22	犬飼駐在区	第 22 区	尾野尻	第 22 区	伊勢
23	新藤駐在区	第 23 区	鎌野	第 23 区	長谷
24	小ヶ薮駐在区	第 24 区	市野原	第 24 区	玉目
25	白石駐在区	第 25 区	飯屋	第 25 区	大見口
26	相藤寺駐在区	第 26 区	須原	第 26 区	上差尾
27	上菅上駐在区	第 27 区	長成	第 27 区	百枝、二津留
28	上菅下駐在区				
29	炭石駐在区				
30	菅圃駐在区				
31	大多良駐在区				
32	西尾駐在区				
33	青石駐在区				
34	目丸乙駐在区				
35	目丸丙駐在区				
36	甲間駐在区				
37	津留駐在区				
38	舞津留駐在区				
39	鶴ヶ淵駐在区				
40	内大臣区駐在区				
41	牧野駐在区				
42	白小野駐在区				
43	名ヶ駐在区				
44	荒谷駐在区				
45	万坂駐在区				
46	藤木駐在区				
47	勢井駐在区				
48	瀬峰駐在区				
49	北川内駐在区				
50	猿渡駐在区				
51	柚木駐在区				
52	三ヶ駐在区				
53	葛原駐在区				
54	北中島第1駐在区				
55	北中島第2駐在区				
56	金内駐在区				
57	上鶴駐在区				
58	田小野駐在区				
59	原駐在区				
60	島木第1駐在区				
61	島木第2駐在区				
62	島木第3駐在区				
63	島木第4駐在区				
64	下名連石駐在区				
65	一の瀬駐在区				
66	福生野駐在区				
67	御所駐在区				
68	黒川駐在区				
69	御所西谷駐在区				
70	桐原駐在区				
71	下大川駐在区				
72	中尾駐在区				
73	片平駐在区				
74	布田駐在区				
75	梅木駐在区				
76	杉木駐在区				
77	大野駐在区				
78	寺川駐在区				
79	上司尾駐在区				
80	市原駐在区				
81	山田駐在区				
82	芦屋田駐在区				
83	長田駐在区				
84	山中駐在区				
85	南田駐在区				
86	千滝駐在区				
87	下馬尾駐在区				
88	浦川駐在区				
89	旧会所駐在区				
90	仲町下駐在区				
91	仲町上駐在区				
92	新町下駐在区				
93	新町上駐在区				
94	水道町駐在区				
95	下市第1駐在区				
96	下市第2駐在区				
97	大川町駐在区				

2.4 行政区の取扱い(参考資料)

行政区については、現在の市町村間では、規模、区長報酬、助成金の額等についての相違があることが多いため、合併時には少なくとも区長報酬、助成金の額等について統一した基準を定め、新市町村ではそれに基づき実施することができるよう調整する必要があります。ただ、現行の行政区については歴史的な経緯や冠婚葬祭等、住民互助的な行事に対する住民感情を考慮し、十分に地域の実情を把握した上で、慎重な調整が必要となることは言うまでもありません。